

PHR 協会 IHMS 委員会議事録(案)

日時:2018年9月26日(水)15時~17時 場所:リロの会議室飯田橋

出席者:鈴木、喜多、毛利、佐藤、森口記

Web側:、細羽、大林、(順不同・敬称略)

主な議事:JAHISへのパブコメ検討とPHR協会の今後の方針について

1. 議事(以下、鈴木司会)

(1) 7月25日の議事録案を確認した(全員)。

下記のみ、変更を確認した。

d. 森口より、厚労省発 8月13日付で、健康管理情報の「マイナンバーと紐付けられた医療等分野における識別子(ID)」による管理 <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000311731.html> が出た件について、

喜多より、下記コメントがあった。

- ・厳密に言うと、健康管理情報を、「マイナンバーと紐付けられた医療等分野における識別子(ID)で紐づける。マイナンバーそのものではない。
- ・従来から「医療等ID」として、当初は地域医療連携における共通IDとして計画されていたが、今回、厚労省では健康保険証の被保険者番号に適用しようとしている。
- ・現在の健康保険証の記号番号体系の問題点として、
 - ① 個人別ではなく、世帯別の番号体系(扶養者単位で被扶養者は枝番)。
 - ② 保険者(保険証発行元)によって番号体系(記号番号の付け方および桁数)が異なる。
 - ③ 就職、転・退職等により保険者が変わり、保険証番号も変更となる結果、レセプト情報や特定健診情報等が引き継げない。

- ・これらを解決する手段として、保険証番号を完全個人単位の番号として、加入する健康保険に関わらず保険証番号を**共通化**しようとする計画。

「ひもづけ」に変更が正しい

- ・この新たな被保険者番号は「マイナンバーのインフラを活用して」とあるように、マイナンバーと紐づけられてはいるものの、この番号からはマイナンバーに遡ることはできない仕組みとされている。

(2) JAHISより、8/21付で「健診報告規格 V2.0」のパブコメ募集が公開され、その対応を、森口からの報告をもとに検討した。

https://www.jahis.jp/standard/contents_type=34 (受付期間は10月7日まで)

- ・PHR協会から提案した「指導勸奨による特殊健診」の内、腰痛、騒音、VDTに関して追加したが、1月17日のJAHISとの打ち合わせ時に依頼した、「騒音」を引き続き、追加を依頼することとした。一般に、腰痛・騒音・VDTの件数が多く、騒音は比較的多くないことから、

要求がある程度満たされていること理解した。

- ・1月17日には、別紙のごとく、それ以外にも JAHIS に依頼したが、事務局森口（大林が支援）の確認では、今回の改訂にはまったく、対応されていないことが確認された（別紙の通り）。

- ・事務局森口の考えは以下。

「規格制定者側（JAHIS 側）から見れば、運用上の問題が多いと思われる。PHR 協会はそもそも、経年の健診結果の蓄積の検討をしているので、一回の健診結果と経年も健診結果の蓄積とは、運用が変わらざるを得ない。これを理解して、JAHIS/HL7 協会標準を基に、規格の経年蓄積時の運用を PHR 協会で決定もしくは各所に提案すべきである」と考える。

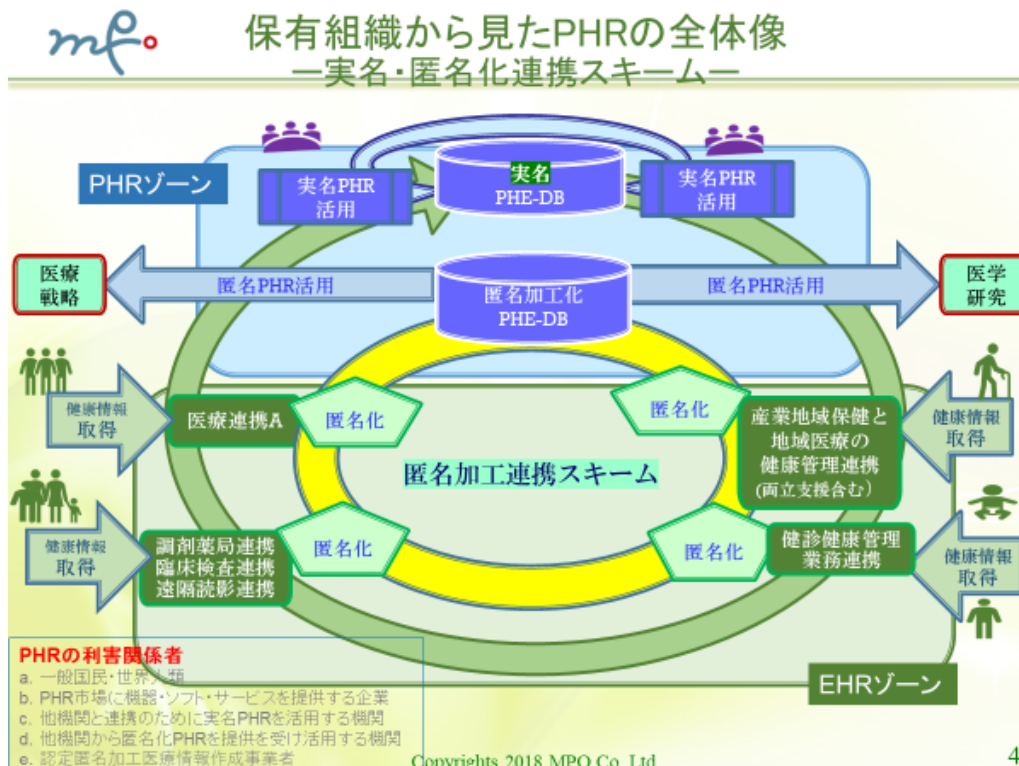
I HMS 委員会出席メンバーは上記を了承した。

- ・HL7 協会のパブコメには、時間がないために、JAHIS のみに PHR 協会からコメントを出すことで、了承された。
- ・事務局から理事会に諮って 10 月 7 日に間に合うよう、準備する。

(3) 21 日の PHR 協会の戦略委員会の状況の説明があった。

A. PHR 協会の今後の戦略について

- ・PHRには、下記の3形態があることを確認した。（事務局より、）



- 「実名のPHR」により個人の健康管理を自身で行うために、個人がすべての健康情報を収集して、必要な相手に自身の意図で提供する仕組みを作る。
- 産業医等、企業・健保・医療機関等が個人の健康情報を医師・産業医等、法的守秘義務のある人が責任をもって、適切なサーバ上に蓄積して、その機関・組織及び、PHR本人のために、実名・匿名化して効率的に取り扱う。特に、中小事業所においては、iPHR のようなデジタル化して扱う仕組みを作る。

PHR の本人が、その機関・組織から離れる場合にはその情報を PHR として渡すことを可能にする。

c. 匿名加工情報化して、個人健康情報の本人からはオプトアウトの同意を得ることで、提供をある程度自由に行える、次世代医療基盤法のしくみも視野に入れる。

・PHR協会は、その3つの形態の全体を、対象として、検討を進める。

その方向性として、

A. 実際にPHRのしくみのプロトタイプを構築して、実証する(案)

B. PHRの利活用の方向性を具体的に検討する(案)

の2案がある。その具体的な方法については、引き続き検討する。また、IHMS委員会の支援を得る。

・具体的に、予防注射の話題が出て、「PHRを利用して適切な医療を行うこともできる。」との話があった。

その場合、匿名化には、Pseudominas(仮名化)とAnonymous(匿名化)があり、予防注射への活用には、Pseudominas(仮名化)までの活用が必要であることが議論された。

喜多より、その場合、匿名加工情報ではないため、個人情報保護法上の課題があること(本人同意が必要)との指摘があった。

2. 次回も同じく本会議室を利用する。2018年10月29日(月)15:00~17:00

(<https://www.relo-kaigi.jp/thespace/room/iidabashi/>)

—以上—